

大学教育質保証・評価センター 大学機関別認証評価手数料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）が、大学教育質保証・評価センター一定款第4条の規定に基づいて行う大学機関別認証評価（以下「大学評価」という。）に関する評価手数料について定める。

(評価手数料)

第2条 大学評価に係る評価手数料は、大学の種別に応じて別表1のとおりとする。

2 再度の評価に係る評価手数料は、大学の種別に応じて別表2のとおりとする。

(雑則)

第3条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

この規程は、2019年5月7日に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

附則

この規程は、2021年9月2日から施行する。

別表1：大学機関別認証評価に係る評価手数料（第2条第1項関係）

種別	金額
大学教育質保証・評価センター会員	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 160万円 二 1学部あたり 35万円 三 1研究科あたり 20万円
大学教育質保証・評価センター非会員	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 350万円 二 1学部あたり 60万円 三 1研究科あたり 40万円

備考

一 夜間学部（研究科）について、同じ種類の昼間学部（研究科）を開設し、同一の施設等を使用している場合は、それらを1学部（研究科）として評価手数料を徴収する。また、通信教育を行う学部（研究科）について、昼間または夜間において授業を行う学部（研究科）が通信教育を併せ行う場合は、それらを1学部（研究科）として評価手数料を徴収す

る。

- 二 改組・転換等による新たな学部（研究科）の設置に伴い学生募集を停止した学部（研究科）については、新たな学部（研究科）と重ねて評価手数料を徴収しない。
- 三 本規程に定めのない事項について、本センターと申請大学との間において取り決める必要がある事項については、双方で協議の上定めるものとする。

別表2：再度の評価に係る評価手数料（第2条第2項関係）

種別	金額
大学教育質保証・評価センター会員	次に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 80万円
大学教育質保証・評価センター非会員	次に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 125万円